

岐阜県商店街DX事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日制 定
令和6年3月31日一部改正

(総則)

第1条 県は、魅力発信と集客性向上等による商店街の活性化を支援するため、商店街の関係団体が商店街のDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県商店街DX事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業団体)

- 第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助事業団体」という。）は、次に掲げるものをいう。
- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - (2) 商店街の振興に寄与する商店街振興会、商店街発展会等の団体
 - (3) 商工会議所
 - (4) 商工会
 - (5) 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された、一般社団法人若しくは一般財団法人、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第7号に規定する特定会社又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - (6) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号イに規定する中心市街地整備推進機構
 - (7) まちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社
 - (8) その他知事が適当と認める団体
- 2 前項第2号及び第8号に掲げる団体は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。
- (1) 代表者又は役員の設定があること。
 - (2) 定款又はこれに準ずる規約類が定められていること。
 - (3) 収支の経理が明確にされていること。

(欠格事由)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業団体となることができない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
 - (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
 - (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人等
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、限度額、補助率並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、商店街のDXに係る事業に対する国又は県の他の補助金、助成金等の交付の決定を受けた事業は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

4 補助事業団体は、補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。

(事業の着手時期)

第6条 補助対象事業の着手時期は、規則第5条の交付の決定のあった日以後でなければならない。

ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により交付の決定前に補助対象事業に着手しようとする者は、補助金交付申請書に事前着手理由書（別記第2号様式）を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、規則第6条第1号から第4号までの条件が付されているものとする。

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の配分の変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、事業費の20パーセント以内の減額及び事業計画の細部の変更とする。

4 補助事業団体が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第4号の規定による報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第6条第1項及び第2号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第3号様式）

(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書（別記第5号様式）

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(状況報告)

第9条 補助事業団体は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第6号様式による事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助事業団体は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付方法)

- 第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業団体は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書(概算払により交付を受けようとする場合にあっては、別記第9号様式による概算払請求書)を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした補助事業団体が第3条の規定に該当するときは、知事は、当該補助事業団体に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該の交付の決定を受けた補助事業団体が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業団体は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第10号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容を変更することができる。
- (1) 補助事業団体が法令若しくは法令に基づく知事の処分若しくは指示又はこの要綱に違反した場合
- (2) 補助事業団体が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業団体が補助対象事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第15条 補助事業団体は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 規則第21条第2号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 3 規則第21条ただし書の規定により知事が定める財産処分制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。
- 4 補助事業団体は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記第11号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、補助事業団体が知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第16条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、財産の処分制限を受ける期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

(書類の提出部数)

第17条 この要綱に基づき知事に提出する書類の部数は、1通とする。

(補助事業の表示)

第18条 補助事業団体は、補助対象事業について、県から補助金の交付を受けて実施する旨を別表2に定めるところにより表示するものとする。

2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象事業		補助対象経費	補助率	限度額	補助金の額※	
1	商店街オンライン事業	商店街におけるオンライン事業（オンラインまちゼミ、オンライン商店街等オンラインを活用して実施する事業）	報償費、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、委託料、使用料・賃借料及び雑役務費	1/2 以内	1 事業当たり 1,000 千円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額と限度額とを比較して少ない方の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
2	商店街キャッシュレス・wi-fi 環境整備事業	商店街におけるキャッシュレス決済の導入又は wi-fi 環境の整備を行う事業	設置工事費、備品購入費その他知事が必要と認める経費	1/2 以内	1 事業当たり 1,000 千円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額と限度額とを比較して少ない方の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
3	専門家派遣事業	商店街において DX に関する勉強会や研修会を実施する事業	報償費、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、委託料、使用料・賃借料及び雑役務費	1/2 以内	1 事業当たり 1,000 千円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額と限度額とを比較して少ない方の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

※補助金の額が 100 千円未満となる場合は、補助金の交付対象外とする。

別表 2

補助対象事業の標準的な表示方法	表 示 内 容
<p>看板、銘板、広報紙、チラシ、パンフレット、Webページ、ラベル（備品貼付）等</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; position: relative;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 25px; position: absolute; bottom: 10px; left: 20px; text-align: center;">表 示</div> </div>	<p>この〇〇は、岐阜県からの補助金の交付を受けています。</p> <p style="text-align: right;">〇年〇月〇日 団 体 名</p>

備考 1 表示箇所は、目につきやすい箇所又は紙面の許す範囲とする。

2 表示された広報紙、チラシ、パンフレット、Webページ（印刷したもの）、ラベル（備品に貼付したことが分かる写真）等については、第10条に規定する実績報告書に添付するものとする。

別記
第1号様式（第5条関係）

年 第 号
月 月 日

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

岐阜県商店街DX事業費補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業区分（別表1の補助対象事業名を記入すること。）

2 事業名

3 事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 事業に要する経費	円
(2) 補助対象経費	円
(3) 補助金交付申請額	円

《添付書類》

- (1) 事業計画書（別紙1）又は（別紙1-2）
- (2) 事業費・補助金額積算内訳書（別紙2）
- (3) 事業主体の定款、規約その他これらに類するもの（第2条第2号又は第8号に掲げる団体に限る。）
- (4) 事業主体の構成員名簿（第2条第2号又は第8号に掲げる団体に限る。）
- (5) 事業主体が事業実施を議決した総会・理事会等の議事録の写し
- (6) 収支予算書及び事業費内訳書（補助金申請額の算出根拠を明示したもの）
- (7) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

- 1 補助事業団体
 - (1) 団体の名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 構成員数（参加店舗数）
- 2 事業名
商店街オンライン事業 ・ 専門家派遣事業 （該当する事業内容を○で囲むこと。）
- 3 事業の概要
 - (1) 実施期間（「商店街オンライン事業」で「まちゼミ」等のイベントを実施する場合は、イベント実施日を記入すること。）
 - (2) 実施場所
 - (3) 事業内容（具体的に記入すること。）
 - (4) 補助対象事業の表示の方法（要綱別表2を参考にすること。）
 - (5) 商店街の取組
- 4 事業の目的及び効果
- 5 事業の効果を検証するための指標と目標数値（必要に応じて記入すること。）

指標	目標数値	目標数値の算出方法

- 6 地域のまちづくり計画等との整合性（必要に応じて記入すること。）
- 7 事業終了後の事業計画

8 DX事業に関する国、県及び市町村の補助金の交付状況

(1) 国の補助金

年度	省庁名	補助金名	補助金額 (円)

(2) 県の補助金

年度	部署名	補助金名	補助金額 (円)

(3) 県内市町村の補助金

年度	部署名	補助金名	補助金額 (円)

事業計画書

1 補助事業団体

- (1) 団体の名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 構成員数（参加店舗数）

2 事業名

商店街キャッシュレス・w i - f i 環境整備事業

3 事業の概要

キャッシュレス決済機器の整備 ・ w i - f i 環境の整備 （該当する事業内容を○で囲むこと。）

- (1) 実施期間（事業着手（予定）日から事業完了（予定）日を記入すること。）
- (2) 事業内容 別紙のとおり（機器の設置箇所（店舗名）、設置状況、機器の種類や台数等、事業内容の詳細が分かる書類及び設置に係る見積書を添付すること。）
- (3) 補助対象事業の表示の方法（要綱別表2を参考にすること。）

4 事業の目的及び効果

5 事業の効果を検証するための指標と目標数値（必要に応じて記入すること。）

指標	目標数値	目標数値の算出方法

6 地域のまちづくり計画等との整合性（必要に応じて記入すること。）

7 事業終了後の事業計画

8 DX事業に関する国、県及び市町村の補助金の交付状況

(1) 国の補助金

年度	省庁名	補助金名	補助金額 (円)

(2) 県の補助金

年度	部署名	補助金名	補助金額 (円)

(3) 県内市町村の補助金

年度	部署名	補助金名	補助金額 (円)

別紙2

事業費・補助金額積算内訳書

(支出)

経費の区分	事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	内訳及び積算
合 計			

(注)「内訳及び積算」の欄は、必要に応じ別表を添付すること。

事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額 (補助率 1/2)	, 000円 (千円未満の端数は切捨て)

第2号様式（第6条関係）

事前着手理由書

経費の内容	
事前着手（予定）日	
事前着手が必要な理由	

※経費の具体的な内容が分かる資料を添付すること。

（注）交付決定前に事業に着手することは、原則認められません。事前着手は、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものであり、事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は、当該事業の実施に必要な経費は、自己資金で対応していただくこととなりますので、十分にご留意ください。

第 年 月 日

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

岐阜県商店街DX事業費補助金に関する事業経費配分（内容）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の経費の配分（内容）について、下記のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後

注) 変更後の事業計画書（別記第1号様式の別紙1又は別紙1-2及び別紙2のほか、変更内容が分かる書類を添付すること。）

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

岐阜県商店街DX事業費補助金に関する事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を下記の理由により中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

岐阜県商店街DX事費補助金に関する事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業について、下記のとおり遅延するので報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延の内容と理由
- 5 遅延に対する措置
- 6 事業の遂行及び完了の予定

（遅延の理由を立証する書類を添付すること。）

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

岐阜県商店街DX事業費補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の遂行状況について、岐阜県補助金等交付規則第11条の規定により報告します。

記

経費の区分	申請額		支払額	
		うち補助対象経費		うち補助対象経費
合 計				

第 年 月 日

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

岐阜県商店街DX事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により報告します。

記

1 事業区分

2 事業名

3 事業に要した経費及び補助金の額

(1) 事業に要した経費	円
(2) 補助対象経費	円
(3) 補助金の額	円

《添付書類》

- ・事業実績書（別紙1）又は（別紙1-2）
- ・事業費支出内訳書（別紙2）
- ・事業評価書（別紙3）
- ・収支決算書
- ・写真
- ・補助対象事業の表示をした広告紙、パンフレット、チラシ、Webページ（印刷したもの）、ラベル（備品に貼付したことが分かる写真）等
- ・その他知事が必要と認める書類

別紙1

事業実績書

1 事業名

2 事業の内容

(1) 実施期間

(2) 実施場所

(3) 事業内容

(4) 実施方法

(5) 補助対象事業の表示の方法

別紙1－2

事業実績書

1 事業名

2 事業の内容

(1) 実施期間

(2) 事業内容

(3) 補助対象事業の表示の方法

別紙2

事業費・補助金額支出内訳書

(支出)

経費の区分	事業に要した経費 (円)	補助対象経費 (円)	内訳及び支出
合 計			

(注)「内訳及び支出」の欄は、必要に応じ別表を添付すること。

事業に要した経費	円
補助対象経費	円
補助金の額 (補助率 1/2)	円

1 事業の効果

2 指標の目標数値の達成度

指標	目標数値	達成数値

3 事業の問題点及び今後の改善策

4 次年度以降に予定している事業内容（取組）

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

岐阜県商店街DX事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

<振込先>

金融機関名	
預金種目	当座・普通
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者

岐阜県商店街DX事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、岐阜県商店街DX事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額	円
<内訳>	
交付決定額	円
既受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

<概算払が必要な理由>

<振込先>

金融機関名	
預金種目	当 座・普 通
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

岐阜県商店街DX事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	円
2 実績報告時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額が消費税等に係る仕入控除による減額等の対象額ではないこと。

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

岐阜県商店街DX事業費補助金に関する財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する下記財産を処分したいので、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由